

只木ゼミ後期第6問

甲は自己が所有する自己名義の土地を2000万円でAに売り渡す旨の売買契約を締結し、Aから代金を全額受け取った。しかし借金の返済に追われた甲は、いまだ当該土地の所有権移転登記が完了していないのを奇貨として、当該土地に抵当権を設定し、B銀行から500万円の融資を受けた。その半年後、これまでの上記事情を知る乙との間で、当該土地を1500万円で乙に売却する旨の契約を締結し、乙に対する所有権移転登記手続きをした。

甲、乙の罪責を検討せよ。